



北日本銀行

証券コード：8551

第122期 定時株主総会 招集ご通知

■日時

2026年6月24日（水曜日）午前10時

（午前9時に開場いたします。
開会間際は大変混雑いたしますので、
お早めにお越しください。）

■場所

岩手県盛岡市中央通一丁目6番7号

当行本店 3階 大会議室

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
9名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

インターネットまたは書面による議決権行使期限

2026年6月23日（火曜日）午後5時10分まで

事前質問について

本株主総会の目的事項に関するご質問を事前受付いたします。詳細は4頁をご覧ください。

株 主 各 位

岩手県盛岡市中央通一丁目6番7号

株式会社 北日本銀行

取締役頭取 石 塚 恭 路

第122期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第122期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

項番	ホームページ名およびURL	アクセス方法
1	当行ウェブサイト https://www.kitagin.co.jp/company/ir/stock_info/shareholders_meeting/	左記、URLよりご覧ください。
2	東京証券取引所ウェブサイト https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show	当行名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。
3	株主総会ポータル（三井住友信託銀行） https://www.soukai-portal.net	同封の議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、ID・初期パスワードを入力ください。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、**2026年6月23日（火曜日）午後5時10分までに議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月24日（水曜日）午前10時
2. 場 所 岩手県盛岡市中央通一丁目6番7号
当行本店 3階 大会議室

3. 株主総会の目的である事項

- 報 告 事 項
1. 第122期 （2025年4月1日から
2026年3月31日まで） 事業報告および計算書類の内容報告の件
 2. 第122期 （2025年4月1日から
2026年3月31日まで） 連結計算書類の内容ならびに会計監査人
および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面（郵送）による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年6月23日（火曜日）午後5時10分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

後記の「インターネットによる議決権行使方法のご案内」をご確認のうえ、スマートフォン用議決権行使ウェブサイト、もしくは当行指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2026年6月23日（火曜日）午後5時10分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

(3) 重複行使の取扱い

書面（郵送）により議決権を行使され、インターネットでも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。

また、インターネットで議決権行使を複数回なされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

(4) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

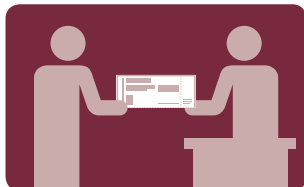
以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および当行定款第16条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。なお、監査等委員会および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - (事業報告)
 - ・当行の新株予約権等に関する事項
 - (計算書類・連結計算書類)
 - ・貸借対照表・損益計算書
 - ・個別注記表（計算書類の注記）
 - ・連結株主資本等変動計算書
 - ・業務の適正を確保する体制
 - ・株主資本等変動計算書
 - ・連結貸借対照表・損益計算書
 - ・連結注記表（連結計算書類の注記）
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

■ 議決権行使についてのご案内

以下のいずれかの方法にて、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時 **2026年6月24日(水) 午前10時**

株主総会にご出席いただけない場合

議決権行使書用紙



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当方に到着するようご返送ください。

行 使 期 限 **2026年6月23日(火) 午後5時10分到着**

議決権行使書用紙の記入方法

議 案
賛
否

各議案の賛否をご表示ください。

賛成の場合：「**賛**」の欄に○印

反対の場合：「**否**」の欄に○印

議 案
賛
否

このような場合は
無効となります。

賛成、反対の
両方に○印を
つけた場合

インターネット



詳細は次ページをご覧ください

次ページの案内に従って、行使期限までにご行使くださいますようお願い申し上げます。

行 使 期 限 **2026年6月23日(火) 午後5時10分**

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社

証券代行部

ウェブサポート専用ダイヤル



0120-652-031

受付時間 午前9時～午後9時（土曜、日曜、祝日も受付）

機関投資家の皆さまへ

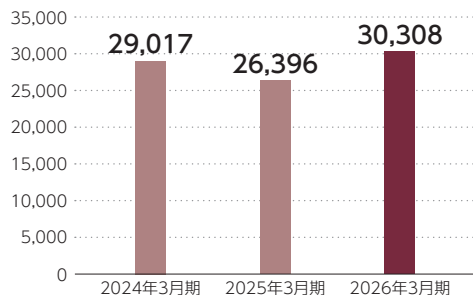
機関投資家の皆さまにおかれましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

インターネット行使期限
2026年6月23日（火）午後5時10分

[illegible]

経常収益

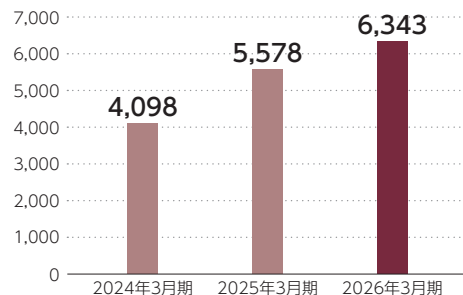
(単位：百万円)



経常収益は、貸出金利息及び有価証券利息配当金が増加したことなどにより、前期比39億12百万円増加して303億8百万円となりました。

経常利益

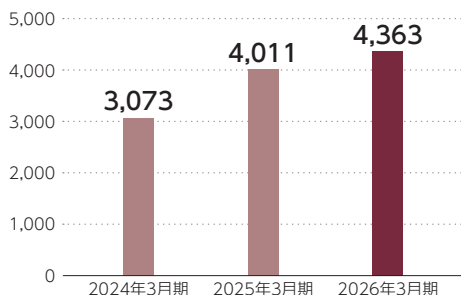
(単位：百万円)



経常利益は、前期比7億65百万円増加して63億43百万円となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益

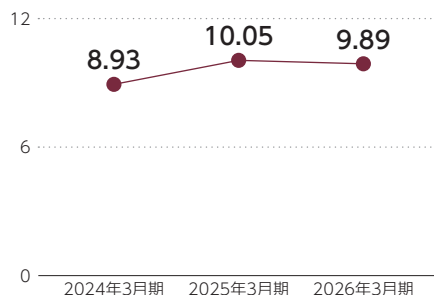
(単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比3億52百万円増加して43億63百万円となりました。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位：%)



自己資本比率は、住宅ローン残高増加等に伴うリスクアセットの増加などにより、0.16ポイント低下し9.89%となりましたが、お客さまの資金需要にお応えする十分な水準を維持しております。

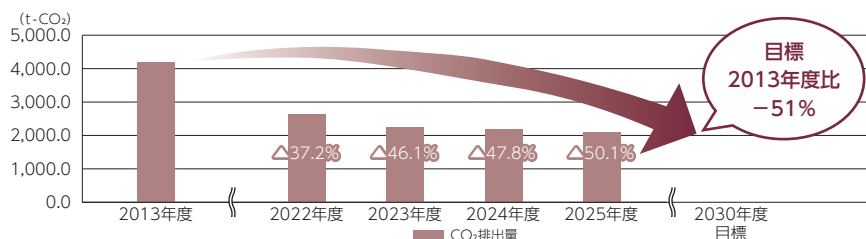
非財務ハイライト

●サステナビリティへの取組み

1. カーボンニュートラル実現に向けた取組み

目標：2030年度のCO₂排出量(※)を2013年度比▲51%削減します。

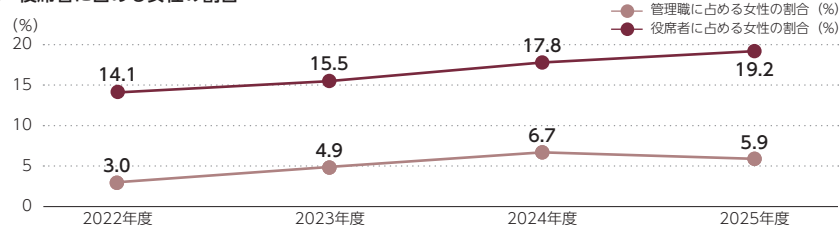
■CO₂排出量・2013年度比削減率



2. 人的資本経営(女性活躍推進)

- ・女性管理職・女性役席者の積極登用と、研修等により女性職員のキャリア形成に積極的に取り組んでおります。

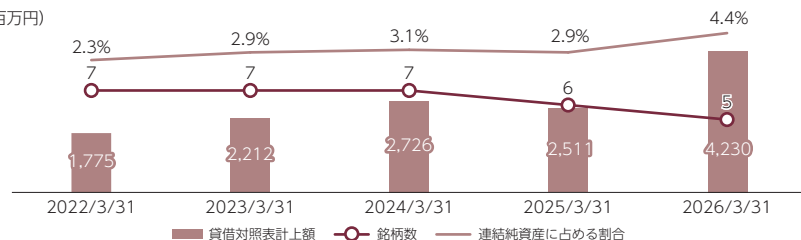
■管理職・役席者に占める女性の割合



●政策保有株式保有状況

政策保有株式は、連結純資産に占める割合4.4%程度となっております。

(単位：百万円)



第122期（2025年4月1日から 2026年3月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

（1）企業集団の事業の経過及び成果等

企業集団の主要な事業内容

当行グループは、当行及び連結子会社3社で構成され、銀行業務を中心にクレジットカード業務、リース業務、投資業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

金融経済環境

当期における我が国経済は、企業業績の回復や賃上げの継続を背景に、緩やかな回復基調を維持しました。一方で、物価上昇による家計の実質購買力への影響や、海外経済における通商政策の動向ならびに地政学リスクなど不確定要因が引き続き意識され、国内外ともに先行きに対する慎重な見方が続きました。

金融市場においては、日本銀行が政策金利を12月に0.25ポイント引き上げて0.75%とするなど「金利のある世界」への政策転換が一段と進みました。長期金利は、年度を通じて上昇基調をたどり、年度末には2.3%台となりました。

外国為替市場では、ドル円相場において、依然として大きな日米金利差や中東情勢の緊迫化に伴う原油価格の高騰を背景に、総じて円は弱含みで推移し、期末においても1ドル150円台後半で推移しました。

株式市場については、企業収益の改善期待や株主還元の拡大を背景に、日経平均株価は堅調に推移しました。年度初めには海外経済動向や金融政策を巡る思惑から3万円台に下落する場面もみられましたが、総じて上昇基調を維持し史上最高値の更新を伺いながら、2026年3月末の終値は51,063円となりました。

当行の主な営業エリアである岩手県内経済においては、雇用情勢がやや低調なものの個人消費や観光需要の持ち直しなどを背景に、緩やかな回復が続きました。一方で、エネルギー価格や生活必需品価格の上昇による個人消費への影響や、海外経済動向が地域経済に及ぼす影響についても引き続き注意が必要であり、先行きについては不透明感が残る状況となっております。

事業の経過及び成果

当行グループは、2020年に策定した「10年ビジョン」の第2フェーズにおいて、私たちが果たすべき使命として「故郷“いわて東北”をもっと豊かにおもしろく」を掲げ、徹底した「顧客最優先志向」に基づき、従来の銀行の発想にとらわれない、企業や個人一人ひとりに寄り添うオーダーメイド型の課題解決の実践を積み重ねることにより、当行の競争優位性を確立し、その結果として、お客さまや行員、その家族が魅力を感じる企業となることを目指しております。今フ

エーズでは、4年間の中期経営計画「BRANDING THE KITAGIN QUALITY 2027～サステナブルな未来をともにつくる、課題解決の金融事業会社～」を策定し、当事業年度はその3年目を迎えました。本中期経営計画については、前半2年の経営指標の進捗が順調であることや、コロナ禍の収束、日本銀行の金融政策の見直し等当行を取り巻く経営環境が大きく変化していることを踏まえ、2027年3月期の経営指標目標について経常利益を20億円上乗せし60億円以上、当期純利益を10億円上乗せし40億円以上、自己資本比率は1.0ポイント引き上げし9.5%以上に修正し、2025年5月に公表いたしました。当事業年度においても、中期経営計画のもと、主要計数において概ね順調な実績となりました。

個人取引先向けの取組みでは、地域のお取引先企業の販売支援と販路拡大を図るとともに、個人のお客さまに地域商品の魅力を提供することを目的に、「いわてのごちそうキャンペーン」を実施いたしました。

事業者向け取組みでは、地域の事業承継等の課題解決と企業価値向上に取り組むため、投資専門子会社「きたぎんキャピタルパートナーズ株式会社」とともに総額20億円のファンドを設立しました。また、岩手県・宮城県内の事業者・起業家を対象としたビジネスコンテストを「きたぎん Business Pitch 2025」と題し5年連続で開催しました。

更に、本年は、カメイ株式会社を中心とした「百年ソーラー東北事業」へのプロジェクトファイナンスや、株式会社近藤設備に対しポジティブ・インパクト・ファイナンスを実行する等社会課題解決型のファイナンス事業に取り組みました。

人財活用への取組みでは、初任給の引き上げを実施するとともに、3年連続で5%超の水準での賃金改善を実施しました。行員による当行株式取得を奨励し、従業員と当行との共同体意識の高揚と、株主の皆さまとの中長期的な企業価値を共有することを目的に、従業員持株会を通じた特別奨励金の支給を2年連続で実施しました。また、従業員の健康保持・増進やワークライフバランスの実現に向けた取組みを進めたことにより、経済産業省および日本健康会議が実施している「健康経営優良法人認定制度」の大規模法人部門「健康経営優良法人」に引き続き認定されました。

店舗関係では、店舗ネットワークの再構築とお客さまへのサービス向上を目的に、青山町エリアと釜石エリアの連携店の拡大を実施しました。また、店舗外ATMは、2か所を新たに設置する一方で、4か所を廃止するなど再配置を行いました。この結果、当行の店舗数は77店舗、店舗外ATMは142か所となりました。

S D G s ・ E S G（環境・社会・ガバナンス）に関する取組みとしては、地域デジタル化支援を通じたコンサルティング機能の向上を図るため、株式会社アイビーシー・ソフトウェアとの資本業務提携の基本合意書を締結しました。

今後も、経営上の重要なテーマとして、持続可能な地域社会の実現、ならびに当行グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に向け積極的に取り組んでまいります。

以上の取組みの結果、次のような業績を収めることができました。

業容面では、預金（譲渡性預金含む）は、個人預金、法人預金及び公金・金融機関預金の全部門において増加したことにより、当連結会計年度末残高は前期比245億円増加し1兆4,451億円となりました。貸出金は、事業性貸出金及び住宅ローンが増加したことなどにより、当連結会計年度末残高は前期比140億円増加し1兆1,155億円となりました。有価証券は、国内外の投資環境や市場動向に留意した取組みの結果、当連結会計年度末残高は前期比131億円増加し2,845億円となりました。

収益面では、当連結会計年度の経常収益は、貸出金利息及び有価証券利息配当金が増加したことなどにより、前期比39億12百万円増加して303億8百万円となりました。また経常費用は、預金利息及び営業経費が増加したことなどにより、前期比31億47百万円増加して239億64百万円となりました。この結果、経常利益は、前期比7億65百万円増加して63億43百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比3億52百万円増加して43億63百万円となりました。

対処すべき課題

当行の主たる営業エリアである岩手県は、個人消費や観光需要の改善により緩やかな持ち直しが続いているものの、地政学リスクの高まりに起因したエネルギー価格・物価高の上昇が、個人の消費マインド、企業業績に影響も与えることが懸念されます。中長期的にも、少子高齢化や人口減少、事業者の後継者問題等、地域課題が山積している状況にあります。

このような環境の中、当行は、中期経営計画「BRANDING THE KITAGIN QUALITY 2027～サステナブルな未来をともにつくる、課題解決の金融事業会社～」の最終年度を迎えました。本中期経営計画については、前半2年の経営指標の進捗状況から、最終年度の数値目標を上方修正しており、今年度は本計画の総仕上げとして、その数値および施策の達成に向けて取り組んでまいります。

また、昨年立ち上げたフィナンシャルイノベーション&ソリューション部と、投資専門子会社の連携により、事業承継問題を中心とした地域企業の持続的な経営課題の解決、ならびに経営力向上のサポートに貢献すべく注力してまいります。

更に、今期は株式会社アイビーシー・ソフトアルファとの資本業務提携に基づく、DX関連事業を加速させ、地域のDX推進にも積極的に取り組んでまいります。

当行グループは、地域金融機関として、地域社会との協働による価値共創に取り組み、昨年策定・公表した株主還元方針に基づく株主還元と、ベースアップ等を通じた従業員への還元など、各ステークホルダーに適切な成果・収益の分配を行ってまいります。更なる企業価値向上に向け役職員一丸となって取り組んでまいりますので、皆さまの一層のお引き立てをお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
経 常 収 益	23,638	29,017	26,396	30,308
経 常 利 益	3,500	4,098	5,578	6,343
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	2,659	3,073	4,011	4,363
包 括 利 益	411	11,247	1,653	10,229
純 資 産 額	75,270	86,040	86,460	95,019
総 資 産	1,495,481	1,522,676	1,526,336	1,563,506

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

□ 当行の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
預 金	1,401,519	1,420,534	1,422,045	1,443,304
定期性預金	544,376	530,166	532,524	557,391
その他の	857,143	890,367	889,521	885,912
社 債	—	—	—	—
貸 出 金	1,041,421	1,085,241	1,109,446	1,123,487
個人向け	484,388	510,197	523,089	531,443
中小企業向け	377,453	377,290	384,798	387,441
その他の	179,580	197,754	201,558	204,602
商品有価証券	93	46	4	1
有 価 証 券	326,032	268,733	272,359	285,655
国 債	47,925	9,524	30,035	84,433
その他の	278,106	259,209	242,324	201,222
総 資 産	1,491,700	1,518,208	1,522,378	1,558,598
内 国 為 替 取 扱 高	4,267,436	4,360,594	4,510,225	4,480,695
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 138	百万ドル 70	百万ドル 61	百万ドル 30
経 常 利 益	3,298	3,960	5,300	6,098
当 期 純 利 益	2,576	3,016	3,844	4,237
1株当たり当期純利益	円 銭 306 84	円 銭 357 80	円 銭 455 78	円 銭 512 69

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。なお、期中の平均発行済株式数については自己株式を控除しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末			
	銀行業	リース業	クレジットカード業・ 信用保証業	投資業
使 用 人 数	754人	6人	8人	3人

- (注) 1. 使用人数は、当企業集団から企業集団外への出向者を除いております。また、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
2. 当年度末における平均年齢は銀行業40歳3ヶ月、リース業47歳1ヶ月、クレジットカード業・信用保証業47歳6ヶ月、投資業47歳3ヶ月、平均勤続年数は銀行業17年、リース業15年7ヶ月、クレジットカード業・信用保証業15年8ヶ月、投資業9ヶ月であります。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業
当 行

	当 年 度 末	主要な営業所
岩 手 県	57 (ー) 店 うち出張所	本店営業部ほか
青 森 県	5 (ー)	青森支店ほか
秋 田 県	2 (ー)	秋田支店ほか
宮 城 県	10 (ー)	仙台支店ほか
福 島 県	2 (ー)	福島支店ほか
東 京 都	1 (ー)	東京支店
合 計	77 (ー)	

□ リース業

きたぎんリース・システム株式会社 : 本社（盛岡市）

ハ クレジットカード業・信用保証業

きたぎんユーシー株式会社 : 本社（盛岡市）

二 投資業

きたぎんキャピタルパートナーズ株式会社 : 本社 (盛岡市)

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金額
銀行業	2,024
リース業	6
クレジットカード業・信用保証業	0
投資業	0
合計	2,032

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

□ 重要な設備の新設等
該当事項はありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

□ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
きたぎんユーシー 株式会社	岩手県盛岡市材木町 2番23号	クレジットカード 信用保証業務	百万円 20	% 100.00	子会社
きたぎんリース・ システム株式会社	岩手県盛岡市材木町 2番23号	リース業務 計算受託業務	百万円 80	% 100.00	子会社
きたぎんキャピタル パートナーズ株式会社	岩手県盛岡市中央通 一丁目6番7号	投資業務	百万円 100	% 100.00	子会社

重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀35行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＳＣＳ）を行っております。
2. 第二地銀協地銀35行、都市銀行５行、信託銀行３行、地方銀行61行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合139組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連540（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。
3. 第二地銀協地銀35行の提携により、通信回線を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称ＳＤＳ）を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、ＣＡＦＩＳ経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
5. 株式会社イオン銀行との提携により、統合ＡＴＭセンター経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
6. 株式会社セブン銀行、株式会社ローソン銀行及び株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストアの店舗内等に設置した現金自動設備による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
石 塚 恭 路	取 締 役 頭 取 (代 表 取 締 役) (監 査 部 担 当)		
下 村 弘	常 務 取 締 役 (経営企画部、人事部、市場運用部、 デジタル戦略室、秘書室担当)		
浜 平 忠	常 務 取 締 役 (総務部、営業統括部、ライフサポート部、 フィナンシャル・インノベーション＆ソリューション部担当)		
石 川 公 喜	常 務 取 締 役 (審査部、事務システム部、リスク管理部担当)		
小 寺 雄 太	取 締 役 長 事 務 シ ス テ ム 部		
高 橋 学	取 締 役 長 経 営 企 画 部		
昆 哲 弘	取 締 役 長 本店営業部長兼上田支店長		
古 村 昌 人	取 締 役 員 (社 外 役 員)	三機工業株式会社顧問	
谷 藤 雅 俊	取 締 役 員 (社 外 役 員)	谷藤雅俊公認会計士 事務所代表 MATトライアングル 株式会社代表取締役 CEO	

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
葛 西 直 人	取締役常勤監査等委員		
津 田 晃	取締役監査等委員 (社外役員)	宝印刷株式会社顧問 株式会社FCE取締役 一般社団法人日本コンプライアンス推進協会会長	
柴 田 千 春	取締役監査等委員 (社外役員)	第一商事株式会社代表取締役社長 株式会社ユアテック社外取締役	
金田一 弘 雄	取締役監査等委員 (社外役員)	損害保険ジャパン株式会社顧問	
(当事業年度中に退任した役員)			
野村 俊之	取締役常勤監査等委員		2025年6月25日辞任により退任
小笠原 弘治	取締役監査等委員 (社外役員)		2025年6月25日任期満了により退任

(注) 1. 取締役のうち古村昌人、谷藤雅俊、津田晃、柴田千春、金田一弘雄の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

また、取締役古村昌人、谷藤雅俊、津田晃、柴田千春、金田一弘雄の各氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

2. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員）葛西直人氏を常勤監査等委員として選定しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、以下のとおり方針及び手続を取締役会の決議により定める「取締役報酬規程」、監査等委員である取締役の報酬については監査等委員会の決議により定める「監査等委員である取締役報酬規程」に規定しております。

なお、2021年6月25日開催の第117期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額200百万円以内（うち、社外取締役10百万円。但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役の報酬額を年額60百万円以内とすること、また、社外取締役を除く取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、上記取締役の報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式に係る報酬を支給することとし、その総額は年額60百万円以内とすることを決議しております。

イ 方針

社外取締役を除く取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対しては、報酬を「確定金額報酬」、「賞与」及び「譲渡制限付株式報酬」の構成とし、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対しては「確定金額報酬」とし、取締役が株主と利害共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、世間水準、経営内容及び職員の給与等とのバランスを考慮し、株主総会において決議する年額報酬額の範囲内で決定しております。

監査等委員である取締役に対しては「確定金額報酬」とし、世間水準、経営内容及び職員の給与等とのバランスを考慮し、株主総会において決議する年額報酬額の範囲内で決定しております。

ロ 手続

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、報酬の客観性や透明性を確保することを目的に、社外取締役及び取締役会議長で構成される報酬諮問委員会において報酬等について審議のうえ取締役会へ答申しております。取締役会ではその答申を踏まえ、役位ごとの確定金額報酬の支給額、当行の前期業績及び取締役の個人別の実績評価等に基づく各取締役の短期の業績連動報酬(賞与)の支給額及び譲渡制限付株式に係る報酬の額及び割当株式数について決議しており、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。なお、当該業績連動報酬に係る指標について明確な基準はございません。

監査等委員である取締役の報酬については、常勤、非常勤毎の確定金額報酬の支給額について、各監査等委員の協議により決定すると規定しております。

② 取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (監査等委員を除く)	9名	137	92	17	28
取締役 (監査等委員)	6名	24	24	—	—
計	15名	162	117	17	28

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記には、当事業年度中に退任した取締役（監査等委員）を含んでおります。
3. 報酬等には以下のものを含んでおります。
- (1) 業績連動報酬等は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。
- (2) 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額であります。
4. 非金銭報酬である株式報酬は、当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とする譲渡制限付株式報酬であります。当該譲渡制限付株式は、譲渡制限期間を30年間とし、①任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間満了前に当行の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整すること、②その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除いては、当行は本割当株式を無償で取得すること等の条件が付されております。当該株式報酬の交付状況は、「4.当行の株式に関する事項」に記載のとおりであります。
5. 報酬等には社外役員に対する報酬等を含んでおります。
6. 取締役の報酬等には使用人兼務取締役の使用人分給与29百万円を含んでおりません。

7. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額
- (1) 年額200百万円（うち社外取締役の報酬額は年額10百万円）
（2021年6月25日開催の第117期定時株主総会決議）
使用人兼務取締役の使用人分給とは含みません。
当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は8名（うち社外取締役2名）であります。
- (2) 年額60百万円、当行普通株式の総数年35,000株以内
（2021年6月25日開催の第117期定時株主総会決議）
上記（1）とは別枠で社外取締役以外の取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することについて承認いただいております。
当該定時株主総会終結時点での取締役(社外取締役を除く。)の員数は6名であります。
8. 監査等委員である取締役に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額
年額60百万円（2021年6月25日開催の第117期定時株主総会決議）
当該定時株主総会終結時点での監査等委員である取締役の員数は4名であります。
9. 上記のほか2013年6月21日開催の第109期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を次のとおり支給しております。
退任社外取締役監査等委員 1名 1百万円

(3) 責任限定契約

当行は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。

(4) 補償契約

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当行は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、法律上の損害賠償金または争訟費用を負担することによって生じる損害を当該保険契約により補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険の被保険者は当行取締役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当行で負担しております。

なお、被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、「取締役（監査等委員である取締役を含む。）の選解任に関する基準及び手続細則」において解任基準を定めております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
古 村 昌 人	三機工業株式会社顧問
谷 藤 雅 俊	谷藤雅俊公認会計士事務所代表 MATトライアングル株式会社代表取締役CEO
津 田 晃	宝印刷株式会社顧問 株式会社FCE取締役 一般社団法人日本コンプライアンス推進協会会長
柴 田 千 春	第一商事株式会社代表取締役社長 株式会社ユアテック社外取締役
金田一 弘 雄	損害保険ジャパン株式会社顧問

(注) 柴田千春氏が代表取締役社長を務める第一商事株式会社との間に貸出金等の取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取 締 役 会 等 へ の 出 席 状 況	取締役会等における発言 そ の 他 の 活 動 状 況
古 村 昌 人	4年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席しました。	金融関連企業経営者として培われた知識・経験等により、ガバナンス関連を中心に、広い視野から公正な意見表明を行いました。 また、指名諮問委員会委員及び報酬諮問委員会委員を務めました。
谷 藤 雅 俊	2年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席しました。	監査法人ボードメンバー及び公認会計士として培われた知識・経験等により、企業会計・経営戦略を中心に、広い視野から公正な意見表明を行いました。 また、指名諮問委員会委員及び報酬諮問委員会委員を務めました。

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
津 田 晃	4年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席しました。 また、当事業年度開催の監査等委員会12回のすべてに出席しました。	金融関連企業経営者として培われた知識・経験等により、リスク管理関連を中心に、広い視野から公正な意見表明を行いました。 また、監査等委員会では、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行いました。加えて、指名諮問委員会委員及び報酬諮問委員会委員を務めました。
柴 田 千 春	2年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席しました。 また、当事業年度開催の監査等委員会12回のすべてに出席しました。	地元企業経営者として培われた知識・経験、ならびに女性経営者としての視点に基づき、広い視野から公正な意見表明を行いました。 また、監査等委員会では、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行いました。加えて、指名諮問委員会委員及び報酬諮問委員会委員を務めました。
金田一 弘 雄	1年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席しました。 また、当事業年度開催の監査等委員会12回のすべてに出席しました。	日本銀行勤務や金融関連企業経営者として培われた知識・経験等により、金融行政関連を中心に、広い視野から公正な意見表明を行いました。 また、監査等委員会では、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行いました。加えて、指名諮問委員会委員及び報酬諮問委員会委員を務めました。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの 報酬等	銀行の親会社等 からの報酬等
報酬等の合計	6名	18	—

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記には、当事業年度中に退任した社外役員を含んでおります。
3. 社外役員に対する報酬等は、固定報酬のみであります。

(4) 社外役員の意見

上記（1）から（3）に掲げる内容に対する意見はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	12,000千株
	発行済株式の総数	8,443千株

(2) 当年度末株主数	12,669名
-------------	---------

(3) 大株主

株 主 の 氏 名 又 は 名 称	当 行 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 等	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	690 ^{千株}	8.43 %
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	370	4.52
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	311	3.80
北 日 本 銀 行 従 業 員 持 株 会	198	2.41
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	136	1.66
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	126	1.54
株 式 会 社 十 文 字 チ キ ン カ ン パ ニ ー	100	1.22
カ メ イ 株 式 会 社	91	1.11
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	75	0.91
株 式 会 社 日 立 製 作 所	73	0.89

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行は自己株式251千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、自己株式数を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式の交付を 受けた者の人数	株式の数
取締役 (監査等委員及び社外役員を除く)	7名	9,800株
社外取締役 (監査等委員を除く)	—	—
取締役（監査等委員）	—	—

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
北 光 監 査 法 人 代表社員 遠 藤 明 哲 代表社員 戸小台 誠 代表社員 八重樫 健太郎	40	監査等委員会は、当事業年度の会計監査計画の監査日数・人員などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積の算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

- (注) 1. 当行及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は40百万円であります。
2. 当行と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当該事業年度に係る報酬等の金額には金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を含めております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人がその職務遂行の継続が困難と認められる場合、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会へ提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意により解任し、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において選任監査等委員が報告いたします。

6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

7. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

8. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

9. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

10. その他

剰余金の配当等の決定に関する方針

当行は、金融機関をとりまく経営環境の変化に備え、経営体質の強化のため内部留保に意を用いるとともに、株主の皆様への安定的な配当の継続を実施していくことを基本方針とし、2025年9月に策定した株主還元方針において配当性向35%を目安とすることとしております。

上記方針のもと、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、2026年3月期の期末配当金の予想を1株当たり84円から16円増配し、100円に修正することを決定いたしました。

これにより、当期の年間配当金は、既に実施しております中間配当84円とあわせ、1株当たり184円となります。

独立監査人の監査報告書

2026年5月8日

株式会社 北日本銀行
取締役 会 御中

北 光 監 査 法 人

岩手県盛岡市

代 表 社 員 公認会計士 遠 藤 明 哲
業務執行社員

代 表 社 員 公認会計士 戸 小 台 誠
業務執行社員

代 表 社 員 公認会計士 八 重 樫 健 太 郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社北日本銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの第122期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月8日

株式会社 北日本銀行
取締役 会 御中

北 光 監 査 法 人

岩手県盛岡市

代 表 社 員 公認会計士 遠 藤 明 哲
業務執行社員

代 表 社 員 公認会計士 戸 小 台 誠
業務執行社員

代 表 社 員 公認会計士 八 重 樫 健 太 郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社北日本銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社北日本銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人は報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第122期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門及び内部統制部門等と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人北光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人北光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月12日

株式会社 北日本銀行 監査等委員会

常勤監査等委員 葛 西 直 人 ㊞

監査等委員 津 田 晃 ㊞

監査等委員 柴 田 千 春 ㊞

監査等委員 金 田 一 弘 雄 ㊞

(注) 監査等委員津田晃、柴田千春及び金田一弘雄は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

金融機関をとりまく経営環境の変化に備え、経営体質の強化のため内部留保に意を用いるとともに、株主の皆様への安定的な配当の継続と当期の業績等を総合的に勘案し、以下のとおりいたしたいと存じます。

1 期末配当に関する事項

1	配当財産の種類	金 銭
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当行普通株式 1 株につき 金100円 配当総額 819,260,600円
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2026年 6 月25日（木曜日）

2 その他の剰余金の処分に関する事項

1	減少する剰余金の項目およびその額	繰越利益剰余金 3,500,000,000円
2	増加する剰余金の項目およびその額	別途積立金 3,500,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員9名は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者の選任にあたりましては、透明性および公平性を高めるため、指名諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会において決定しております。なお、本議案につきましては、監査等委員会で検討がなされましたが、会社法の規定に基づき株主総会で意見陳述すべき特段の事項はございません。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	現在の当行における地位	取締役会へ の出席状況
1	再 任 いしづか まさみち 石 塚 恭 路	取締役頭取	100% (13回／13回)
2	再 任 いし かわ こう き 石 川 公 喜	常務取締役	100% (13回／13回)
3	再 任 しも むら ひろし 下 村 弘	常務取締役	100% (13回／13回)
4	再 任 はま たいら ただし 浜 平 忠	常務取締役	100% (13回／13回)
5	再 任 こでら ゆう た 小 寺 雄 太	取締役	100% (13回／13回)
6	再 任 たか はし まなぶ 高 橋 学	取締役	100% (13回／13回)
7	再 任 こん てつ ひろ 昆 哲 弘	取締役	100% (13回／13回)
8	再 任 こむら まさと 社 外 独 立 古 村 昌 人	社外取締役	100% (13回／13回)
9	再 任 たに ふじ まさ とし 社 外 独 立 谷 藤 雅 俊	社外取締役	100% (13回／13回)

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する 当行株式の数
1	いし づか まさ みち 石 塚 恭 路 (1960年4月18日) 男 性 再 任	1984年 4 月 当行入行	39,500株
		2007年 6 月 当行取締役仙台支店長兼仙台ローンセン ター長	
		2008年 4 月 当行取締役仙台支店長	
		2009年 5 月 当行取締役	
		2009年 6 月 当行常務取締役	
		2011年 5 月 当行常務取締役営業統括部長	
		2013年 4 月 当行常務取締役	
		2015年 6 月 当行専務取締役	
		2020年 2 月 当行取締役頭取（現任） （監査部担当）	
【取締役候補者とした理由】 石塚恭路氏は、本部、営業店における豊富な業務経験を有し、2007年6月の取締役就任以来、本部、営業店においてリーダーシップを発揮し、さらに2020年2月の頭取就任後は経営全般を担い、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる豊富な経験と幅広い見識を備えています。また、十分な社会的信用を有しており、取締役として選任をお願いするものであります。			
【特別の利害関係】 当行と候補者石塚恭路氏との間には、特別の利害関係はありません。			
2	いし かわ こう き 石 川 公 喜 (1962年7月16日) 男 性 再 任	1981年 4 月 当行入行	4,500株
		2006年 4 月 当行久慈支店長	
		2009年 5 月 当行塩釜支店長	
		2013年 4 月 当行審査部長	
		2017年 4 月 当行監査部長	
		2020年 6 月 当行常勤監査役	
		2021年 6 月 当行取締役常勤監査等委員	
		2024年 6 月 当行常務取締役（現任） （審査部、事務システム部、リスク管理部担当）	
【取締役候補者とした理由】 石川公喜氏は、営業店や、審査部門、監査部門において責任者を務めるなど豊富な業務経験を有し、2020年6月の監査役就任以降監査業務を担い、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識、経験および社会的信用を有しており、取締役として選任をお願いするものであります。			
【特別の利害関係】 当行と候補者石川公喜氏との間には、特別の利害関係はありません。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する 当行株式の数	
3	しも むら ひろし 下 村 弘 (1966年11月22日) 男 性 再 任	1990年 4 月 当行入行 2008年10月 当行秘書室長 2012年 4 月 当行水沢支店長 2015年 4 月 当行経営企画部長 2017年 6 月 当行取締役経営企画部長 2019年 4 月 当行取締役営業統括部長 2020年10月 当行常務取締役営業統括部長 2023年 4 月 当行常務取締役（現任） (経営企画部、人事部、市場運用部、デジタル戦略室、秘書室担当)	13,800株	
		【取締役候補者とした理由】 下村弘氏は、本部、営業店における豊富な業務経験を有し、2017年6月の取締役就任以来、経営企画部門、営業統括部門において責任者を務めるなど、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識、経験および社会的信用を有しており、取締役として選任をお願いするものであります。		
		【特別の利害関係】 当行と候補者下村弘氏との間には、特別の利害関係はありません。		
4	はま たいら ただし 浜 平 忠 (1964年9月11日) 男 性 再 任	1983年 4 月 当行入行 2004年10月 当行南大通支店長 2008年 4 月 当行営業統括部副部長 2014年 4 月 当行本町支店長 2017年 4 月 当行審査部長 2019年 6 月 当行取締役審査部長 2021年 4 月 当行取締役頭取付 2021年 6 月 当行常務取締役（現任） (総務部、営業統括部、ライフサポート部、フィナンシャルイノベーション＆ソリューション部担当)	14,100株	
		【取締役候補者とした理由】 浜平忠氏は、営業店における豊富な業務経験を有し、2019年6月の取締役就任以来、審査部門において責任者を務めるなど、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識、経験および社会的信用を有しており、取締役として選任をお願いするものであります。		
		【特別の利害関係】 当行と候補者浜平忠氏との間には、特別の利害関係はありません。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する 当行株式の数
5	こ でら ゆう た 小 寺 雄 太 (1968年6月6日) 男 性 再 任	1991年 4 月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社SBI新生銀行）入行	8,500株
		2007年 9 月 住友信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）入社	
		2020年 5 月 当行入行 経営企画部付顧問	
		2020年 6 月 当行取締役経営企画部長	
		2022年 4 月 当行取締役東京支店長兼東京事務所長	
		2024年 4 月 当行取締役東京支店長兼東京事務所長兼営業統括部フィナンシャルイノベーション＆ソリューション室長	
		2025年 4 月 当行取締役事務システム部長（現任）	
【取締役候補者とした理由】 小寺雄太氏は、金融業界での長年の経験を有し、銀行に対する法規制や経営管理、ならびに国内外の金融市場取引、リスク管理業務の豊富な知見を有しております。また、2020年6月の当行取締役就任以来、経営企画部門および営業店において責任者を務めるなど、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識、経験および社会的信用を有しており、取締役として選任をお願いするものであります。			
【特別の利害関係】 当行と候補者小寺雄太氏との間には、特別の利害関係はありません。			
6	たか はし まなぶ 高 橋 学 (1966年3月25日) 男 性 再 任	1989年 4 月 当行入行	4,000株
		2007年 4 月 当行南小泉支店長	
		2010年 4 月 当行福島支店長	
		2012年 4 月 当行秘書室長	
		2015年 4 月 当行大通支店長	
		2017年 4 月 当行人事部長	
		2020年 6 月 当行東京支店長兼東京事務所長	
		2022年 4 月 当行経営企画部長	
		2023年 6 月 当行取締役経営企画部長	
		2024年 6 月 当行取締役経営企画部長兼デジタル戦略室長	
		2025年 4 月 当行取締役経営企画部長（現任）	
【取締役候補者とした理由】 高橋学氏は、本部、営業店における豊富な業務経験を有し、2023年6月の取締役就任以来、経営企画部門において責任者を務めるなど、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識、経験および社会的信用を有しており、取締役として選任をお願いするものであります。			
【特別の利害関係】 当行と候補者高橋学氏との間には、特別の利害関係はありません。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する 当行株式の数	
7	こん てつ ひろ 昆 哲 弘 (1967年12月26日) 男 性 再 任	1991年 4 月 当行入行	3,400株	
		2012年10月 当行本宮支店長		
		2014年10月 当行郡山支店長		
		2017年11月 当行北上支店長		
		2020年 4 月 当行青森支店長		
		2023年 4 月 当行本店営業部長兼上田支店長		
		2023年 6 月 当行取締役本店営業部長兼上田支店長 (現任)		
【取締役候補者とした理由】 昆哲弘氏は、営業店における豊富な業務経験を有し、2023年6月の取締役就任以来、営業店において責任者を務めるなど、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識、経験および社会的信用を有しており、取締役として選任をお願いするものであります。				
【特別の利害関係】 当行と候補者昆哲弘氏との間には、特別の利害関係はありません。				
8	こ むら まさ と 古 村 昌 人 (1947年7月12日) 男 性 再 任 社 外 独 立	1971年 4 月 明治生命保険相互会社（現明治安田生命 保険相互会社）入社	3,900株	
		1997年 7 月 同社取締役財務業務部長		
		2000年 4 月 同社常務取締役		
		2004年 1 月 同社専務取締役資産運用部門長		
		2006年 6 月 東和興産株式会社代表取締役会長		
		2007年 6 月 三機工業株式会社取締役専務執行役員 C S R 推進本部長		
		2014年 6 月 同社常勤監査役		
		2018年 6 月 同社取締役		
		2020年 6 月 同社常任顧問		
		2021年 6 月 当行取締役（現任）		
		2025年 7 月 三機工業株式会社顧問（現任） (重要な兼職の状況)		
		三機工業株式会社顧問		
		【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】 古村昌人氏は、長年にわたり金融機関の運用業務に携わるとともに、複数の企業の取締役を歴任され、これらを通じて培われた豊富な経験や幅広い見識を広い視野から当行の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。		
		【就任期間】 古村昌人氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。		
		【特別の利害関係】 当行と候補者古村昌人氏との間には、特別の利害関係はありません。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する 当行株式の数
9	たに ふじ まさ とし 谷 藤 雅 俊 (1960年3月31日) 男 性 再 任 社 外 独 立	1987年10月 サンワ・等松青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入社 2001年6月 有限責任監査法人トーマツ社員（パートナー） 2008年10月 同社盛岡事務所長 2010年10月 同社仙台事務所長 2015年12月 同社執行役（監査事業本部） 2018年6月 同社ボードメンバー監査委員長 2018年7月 デロイトトーマツ合同会社 ボードメンバー監査委員長 2022年10月 谷藤雅俊公認会計士事務所代表（現任） 2022年10月 M A Tトライアングル株式会社代表取締役C E O（現任） 2023年6月 当行取締役（現任） (重要な兼職の状況) 谷藤雅俊公認会計士事務所代表 M A Tトライアングル株式会社代表取締役C E O	1,800株
【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】 谷藤雅俊氏は、公認会計士として有限責任監査法人トーマツで長年監査業務および上場準備支援業務やコンサルティング業務等に従事し、当該業務における豊富な経験と高い専門性を有しております。また、有限責任監査法人トーマツ執行役（監査事業本部）としての経営執行の経験と、同社ならびにデロイトトーマツ合同会社のボードメンバー監査委員長の経験に基づくガバナンスの高い知見も有することから、当行の経営に対して、客観的かつ中立的な意見具申や、業務執行等の監督に活かしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。			
【就任期間】 谷藤雅俊氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。			
【特別の利害関係】 当行と候補者谷藤雅俊氏との間には、特別の利害関係はありません。			

(注) 1. 古村昌人および谷藤雅俊の両氏は東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

2. 社外取締役との責任限定契約について

当行は、古村昌人および谷藤雅俊の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定および当行定款の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うに当たり善意でかつ重大な過失がないときは法令の定める最低責任限度額としております。

なお、本議案が承認可決された場合には、同契約を継続する予定であります。

3. 当行は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要は事業報告「会社役員に関する事項」をご参照ください。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役金田一弘雄氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員である取締役候補者の選任にあたりましては、透明性および公平性を高めるため、指名諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会において決定しております。なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する 当行株式の数
きん だ い ち ひろ お 金田一 弘雄 (1959年11月6日) 男 性 再 任 社 外 独 立	1983年 4 月 日本銀行入行 2016年 7 月 リコー経済社会研究所主席研究員 2018年 6 月 岡三証券株式会社執行役員 2020年 4 月 同社上席執行役員（法人営業担当） 2024年 4 月 同社常務執行役員（グローバルリサーチ部門担当） 2024年 6 月 当行取締役監査等委員（現任） 2025年 7 月 損害保険ジャパン株式会社顧問（現任） （重要な兼職の状況） 損害保険ジャパン株式会社顧問	一株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割】 金田一弘雄氏は、日本銀行勤務を経て、証券会社において企業経営に関与する等金融全般における豊富な知識、経験を有し、それらに基づき当行に対して有益なご意見やご指摘をいただくとともに、取締役の職務執行の法令および定款に関する適合性および妥当性を客観的、中立的に監査いただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。		
【就任期間】 金田一弘雄氏の社外取締役監査等委員就任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。		
【特別の利害関係および独立性】 当行と損害保険ジャパン株式会社との間には、預金等の取引がありますが、当行グループの連結総資産の1％未満と僅少であります。また、同社との間には保険契約等の取引がありますが、当行グループとの取引額が同社グループの連結売上高の2％未満と僅少であり、金田一弘雄氏は当行の定める独立性判断基準を満たしております。		

(注) 1. 金田一弘雄氏は東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

2. 社外取締役との責任限定契約について

当行は、金田一弘雄氏との間で、会社法第427条第1項の規定および当行定款の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うに当たり善意でかつ重大な過失がないときは法令の定める最低責任限度額としております。

なお、本議案が承認可決された場合には、同契約を継続する予定であります。

3. 当行は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要は事業報告「会社役員に関する事項」をご参照ください。
また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以 上

【ご参考】

第2号および第3号議案が承認可決された場合、取締役会の構成は以下のとおりとなります。

社内取締役が有するスキル区分、ならびに社外取締役に特に期待するスキル区分の項目は、銀行業務、経営計画、経営戦略を踏まえて、取締役会がその役割や責務を果たすために備えるべきスキル分野を選定しております。

【取締役のスキル・マトリックス】

氏名	役職	社内取締役が有するスキル区分								社外取締役に特に期待するスキル区分					
		経営戦略 事業企画	リスク管理 コンプライアンス	財 務 経 理	人 事 人材育成	銀行実務 営 業	審 査	市場運用	システム デジタル 事 務	企業経営	金融・経済	法 務 コンプライアンス	地域経済 地域貢献	専門分野	概 要
石 塚 恭 路	社内取締役	○	○	○	○	○	○	○	○						
石 川 公 喜	社内取締役		○			○	○								
下 村 弘	社内取締役	○		○	○	○			○						
浜 平 忠	社内取締役	○				○	○								
小 寺 雄 太	社内取締役	○	○	○		○		○							
高 橋 学	社内取締役	○		○	○	○									
昆 哲 弘	社内取締役		○			○									
古 村 昌 人	社外取締役									◎	○				
谷 藤 雅 俊	社外取締役									○				◎	企業会計

【取締役監査等委員のスキル・マトリックス】

氏名	役職	社内取締役が有するスキル区分								社外取締役に特に期待するスキル区分					
		経営戦略 事業企画	リスク管理 コンプライアンス	財 務 経 理	人 事 人材育成	銀行実務 営 業	審 査	市場運用	システム デジタル 事 務	企業経営	金融・経済	法 務 コンプライアンス	地域経済 地域貢献	専門分野	概 要
葛 西 直 人	社内取締役	○				○			○						
津 田 晃	社外取締役										◎	○			
柴 田 千 春	社外取締役									○			◎		
金田一 弘雄	社外取締役										○			◎	金融行政

上記一覧表は、各人の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

また、社外取締役については、当行が特に期待する役割に◎印、ならびにそれに準ずる役割に○印の最大2項目について記載しております。

株主総会会場ご案内図

会 場

北日本銀行本店 3階 大会議室

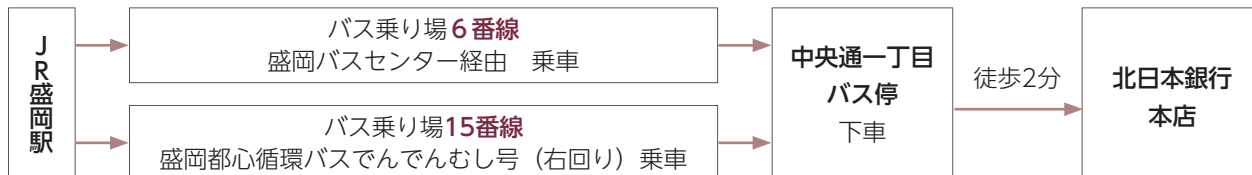
岩手県盛岡市中央通一丁目6番7号

電話 (019) 653-1111 (代表)



駐車スペースが限られておりますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。

交通のご案内



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。



地球環境に配慮した
植物油インキを使用
しています。